

静岡県医学修学研修資金貸与制度Q & A

Q：1年生しか貸与が受けられないのですか？

A：何年生でも貸与を受けられます。（1年生のみを応募対象としている「浜松医科大学入学定員増枠」及び「地域枠」を除きます。）
貸与期間に応じ、返還免除を受けるための勤務期間を設定しています（＝貸与期間の1.5倍の期間）。

(例) 1年生が6年間貸与を受けた場合：6年×1.5＝9年
6年生が1年間貸与を受けた場合：1年×1.5＝1.5年

Q：応募の際、所得制限はありますか？

A：家族の収入等による所得制限はありません。

Q：連帯保証人の収入に条件はありますか？

A：連帯保証人は、支払能力があり十分な保証が可能である者としてします。

Q：他の奨学金の貸与を受けています（受ける予定です）が、応募することができますか？

A：卒業後の医師としての就業先を制限する規定（返還免除条件として定める場合を含む）を有する奨学金・貸付金でなければ、貸与を受けていても（受ける予定であっても）申し込むことができます。（日本学生支援機構の奨学金 など）

Q：卒後2年間の初期臨床研修を行う病院は、県が指定するのですか？

A：初期臨床研修を行う病院は指定しません。

他の医学生と同様に、ご自身で、医師臨床研修マッチングに参加して決定していただきます。静岡県内外を問わず全国どこの研修病院に決定しても直ちに県が資金の返還を求めることはありません。

返還免除を受けるための勤務を行う医療機関の指定は、あくまで皆さんが初期臨床研修を修了した後の期間について行います。

なお、初期臨床研修を県が定義する静岡県内の「公的医療機関等」で行った場合、その研修期間の1/2に相当する期間（ただし1年間を限度とします）を、返還免除を受けるための勤務期間として扱います。

(例) 6年間貸与を受けた場合

返還免除を受けるための勤務期間：6年 × 1.5倍 = 9年

初期臨床研修を2年間静岡県内の「公的医療機関等」で履行 — 1年

初期臨床研修後の必要な勤務期間 8年

Q：返還免除を受けるために勤務する病院は、どのように指定されるのですか？また、卒後2年間の初期臨床研修を修了した後、直ちにへき地の病院を指定されることもありえますか？

A：静岡県は、平成22年10月に「ふじのくに地域医療支援センター」を立ち上げ、皆さんが将来医師として各地域の病院でご活躍いただけるよう、病院群のローテーションによる専門研修（後期研修）プログラムの構築など、県内病院の研修環境の充実に取り組んでいます。

「一般枠」として貸与を受けた方に勤務していただく医療機関は、別表1の「公的医療機関等」の中から皆さんの意向をお聴きした上で、県内の医療提供体制、受入状況等を踏まえて、県、医療関係者の方々と協議し、最終的に県が指定します。

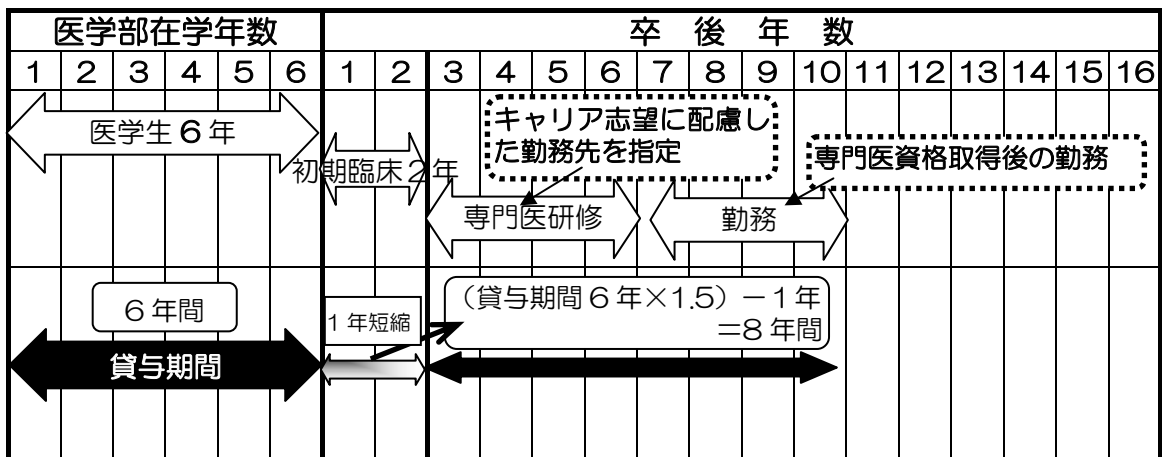
また、「大学特別枠」等として貸与を受けた方（県が実施する面接試験を受けず、皆さんが在籍する大学から推薦され、資金貸与を受けている方等）については、皆さんの意向をお聴きした上で、県、出身大学と協議し、県が指定します。（卒業後出身大学の関連施設で勤務していない場合でも、出身大学との間で協議を行います。）

初期臨床研修を修了した後、県内で専門医資格取得のための研修を希望し、専門医資格取得後も引き続き静岡県で勤務する意欲のある皆さんについては、キャリア志望（取得したい専門医資格）に配慮した指定を行う予定です。

ただし、一部の医療機関への勤務希望の集中の状況や各病院の医師の充足状況等により、皆さんの希望と異なる医療機関を指定することがありますことをご了承ください。

○ 返還免除を受けるための勤務シミュレーション

大学在学中6年間貸与を受け、初期臨床研修を、2年間、静岡県内の公的医療機関等で行い、卒後3年目から県が個別に指定する公的医療機関等にて専門医資格取得のための研修を開始する場合



Q：専攻する診療科は自分で選択できますか？

A：医学部生または大学院生として応募された方については、返還免除を受けるための条件として診療科を指定することはありません。

また、専門研修医（後期研修医）として応募された方については、募集時に県が診療科を指定しています。

Q：返還免除を受けるための勤務は、初期臨床研修修了後、引き続いて行わなければならないのでしょうか？

A：返還免除を受けるための勤務の履行期限を下記のとおり設定しています。

医学部生の場合	大学卒業後、貸与期間の2倍の期間に4年を加えた期間が経過するまで
大学院生、専門研修医の場合	課程（研修）修了後、貸与期間の2倍の期間が経過するまで

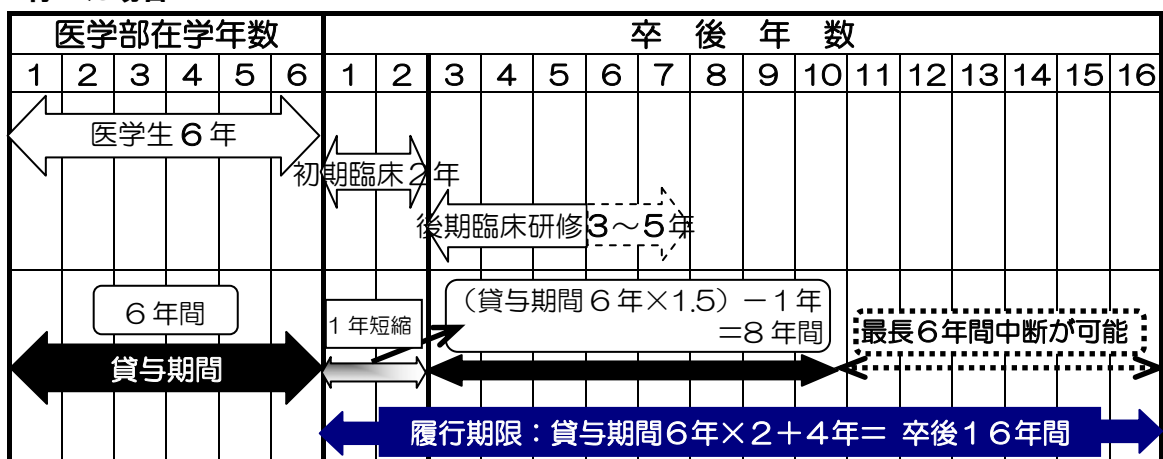
上記期限内に返還免除を受けるための勤務を完了できる見込みがあれば、一定期間、返還免除を受けるための勤務を中断しても、直ちに県が資金の返還を求めることはありません。

具体例として、下記勤務シミュレーションをご覧ください。

（貸与者の皆さんが、中断可能な期間を活用し、大学や海外等で研修を行い、自身のキャリアアップを図りながら返還免除を受けるための勤務を行うことができるよう、設計しています。）

○ 返還免除を受けるための勤務シミュレーション

大学在学中6年間貸与を受け、初期臨床研修を、2年間、静岡県内の公的医療機関等で行った場合



Q: 大学附属病院で勤務した期間は、返還免除を受けるための勤務期間として認められますか？

A：静岡県内の大学附属病院のうち、浜松医科大学医学部附属病院と順天堂大学医学部附属静岡病院で勤務した期間については、以下の要件を満たした場合に限り、返還免除を受けるための勤務期間として認めます。

(浜松医科大学医学部附属病院の場合)

浜松医科大学医学部附属病院が基幹施設となる専門研修プログラムに所属し、当該プログラム期間中において浜松医科大学医学部附属病院及び東部地域に所在する公的医療機関等(以下「東部公的医療機関」という。)に勤務すること。ただし、東部公的医療機関に勤務した期間に相当する期間または2年間のいずれか短い期間とします。

(順天堂大学医学部附属静岡病院の場合)

次の各号の双方またはいずれかを満たすこと。ただし、順天堂大学医学部附属静岡病院(以下「順天堂大学静岡病院」という。)における勤務期間の合計が、東部公的医療機関に勤務した期間の合計を下回る期間を上限とします。

- (1) 順天堂大学静岡病院及び東部公的医療機関が参加する専門研修プログラム(以下「順天堂大学静岡病院等プログラム」という。)に所属し、当該プログラム期間中において順天堂大学静岡病院及び東部公的医療機関に勤務すること。
- (2) 順天堂大学静岡病院等プログラムその他専門研修プログラムを修了した後、順天堂大学静岡病院及び東部公的医療機関に勤務すること。

○ 浜松医科大学医学部附属病院での勤務期間が返還免除を受けるための勤務期間と認められる場合のシミュレーション

大学在学中6年間貸与を受け、初期臨床研修を、2年間、静岡県内の公的医療機関等以外の機関で行い、卒後3年目から県内医療機関にて専門医資格取得のための研修を開始する場合(返還免除を受けるための勤務期間：9年間)

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
勤務状況	初期臨床		専門研修プログラム				専門医資格取得後				
	対象外病院		大学病院		東部病院		対象病院				
返還免除勤務期間			2年		2年		5年				

《要件》

- 浜松医科大学医学部附属病院(大学病院)基幹専門研修プログラムに所属
- プログラム期間中に東部公的医療機関(東部病院)と大学病院に勤務
- 東部病院の勤務期間と2年間のいずれか短い期間が上限

○ 順天堂大学医学部附属静岡病院での勤務期間が返還免除を受けるための勤務期間と認められる場合のシミュレーション

大学在学中6年間貸与を受け、初期臨床研修を、2年間、静岡県内の公的医療機関等以外の機関で行い、卒後3年目から県内医療機関にて専門医資格取得のための研修を開始する場合（返還免除を受けるための勤務期間：9年間）

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
勤務状況	初期臨床		専門研修プログラム				専門医資格取得後				
返還免除勤務期間			2年		2年		2年		3年		

《要件》

- 専門研修中は、順天堂大学医学部附属静岡病院（大学病院）と東部公的医療機関（東部病院）が参加する専門研修プログラムに所属し、東部病院と大学病院に勤務
- 専門医資格取得後は、東部病院と大学病院に勤務
- 「東部病院勤務期間の合計＞大学病院勤務期間の合計」となる期間が上限

Q:勤務先は毎年変更するのですか？

A：皆さんの勤務先については、毎年度の県内の医療提供体制の状況、研修医の指導体制の状況、皆さんの経験等を総合的に判断しながら指定を行う必要があります。

このため、原則として返還債務が免除されるまでは毎年皆さんの勤務意向の確認を行い、必要に応じ勤務先の変更を行います。

Q:貸与を受けている間や貸与を終了した後などに行わなければならない手続きはありますか？

A：修学研修資金の貸与の継続を希望する場合、大学を卒業した場合、返還免除を受けるための勤務を行った場合など、貸与を受けている間や貸与を終了した後にも、所定の様式による申請・届出が必要です。また、現況確認等のため、書類の提出を依頼する場合がありますので、必ず期限を遵守の上、書類を提出してください。

（主な申請・届出書類）

貸与の継続を希望する場合	修学研修資金貸与継続申請書 等
貸与期間が満了した場合	返還猶予申請書、借用証書、印鑑証明書 等
大学を卒業し、初期臨床研修を開始した場合	返還猶予申請書、勤務開始届、卒業届、医師免許取得届 等
初期臨床研修を修了した場合	返還猶予申請書、臨床研修医療機関報告書 等
卒後3年目以降の毎年度	返還猶予申請書、業務従事医療機関報告書 等

Q：医師国家試験に合格しなかった場合、直ちに資金の返還を求められますか？

A：直ちに返還とはなりません。返還免除を受けるためには、大学卒業後2年以内に医師免許の登録を完了することが必要です。「国家試験合格」ではなく「医師免許の登録」で判断しますのでご注意ください。
(例えば、平成29年3月に卒業する方は、平成31年3月末日までに医師免許の登録が必要となります。)

Q：出産・育児により、必要な期間、返還免除を受けるための勤務を中断することは認められますか？この場合、履行期限はどのような取扱いになるのですか？

A：産前産後休暇や育児休業により休業等をする場合、個別にご相談いただければ、資金の返還を求めずに、必要な期間内で返還免除のための勤務の中断を認めるとともに、休業等をした期間に相当する期間、履行期限を延長します。

また、県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等での勤務期間中に育児短時間勤務をした場合は、7ページの別表2に掲げる計算式により算出した期間に相当する期間、履行期限を延長します。

Q：返還免除を受けるための勤務を開始したものの、貸与期間の1.5倍の期間に達するまで勤務ができなかった場合はどのような取扱いになるのですか？

A：返還免除の条件に適合する期間の勤務ができなかった場合は、返還すべき理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた修学研修資金に利息（年利10%）を付して、一括で返還していただきます。ただし、県が個別に指定する静岡県内の公的医療機関等での勤務期間が3年に達していて、知事が止むを得ないと認める場合には、資金の全部又は一部の返還を免除することがあります。

Q：返還免除を受けるための勤務期間が終了した後、自動的に免除になりますか？また、免除後も、県から連絡が来ることはありますか？

A：返還免除を受けるための勤務期間が終了した後、県内公的医療機関等で勤務したことを証明する書類と共に返還免除の申請が必要です。

県では、返還免除を受けるための勤務期間が終了した後も、引き続き県内で勤務を続けていただくことを期待しています。

このため、返還免除後の勤務先や、勤務状況については、定期的にアンケート等を実施したいと考えておりますので、その際にご協力をお願いいたします。